

議案第 84 号

松阪地区広域衛生組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、松阪地区広域衛生組合規約（昭和 48 年松阪地区広域衛生組合規約第 1 号）の一部を変更する規約を次のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪地区広域衛生組合規約の一部を変更する規約

松阪地区広域衛生組合規約（昭和 48 年松阪地区広域衛生組合規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 5 条第 2 項中「17 人」を「13 人」に、「松阪市 13 人」を「松阪市 9 人」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。